

議案第 16 号

桐生スケートセンター条例を廃止する条例案

桐生スケートセンター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生スケートセンター条例を廃止する条例

桐生スケートセンター条例(昭和47年桐生市条例第43号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 16 号 桐生スケートセンター条例を廃止する条例案

桐生スケートセンターは施設の老朽化により、管理運営の継続が困難であることから同施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。